

第42回全国都市緑化ぎふフェア

公園活用企画

公募要領

令和6年7月

第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会

1 募集概要

(1) 目的

令和7年春に開催する「第42回全国都市緑化ぎふフェア」(以下「フェア」という。)を契機に、個人・団体の皆様から公園の新たな活用に繋がる企画を募集し、試行的に実施することにより、さらに使いやすく魅力的な都市公園づくりを進めることを目的としています。

(2) 募集内容

公園の自然やオープンスペース等を活用したアウトドア体験、参加体験型のワークショップなど、フェア来場者が広く参加できるもので、皆様が公園という場を活用してやってみたい企画を自由にご応募ください。

応募いただいた企画内容をフェア実行委員会事務局(以下「事務局」という。)で審査し、採択された企画の実現を事務局が支援します。支援の内容については、「(5)企画の実施に係る支援」をご参照ください。

(3) 実施期間

フェア開催期間：令和7年4月23日(水)～令和7年6月15日(日)

※企画を実施していただく日は、主に平日を予定しています。1日限りでも、複数日又は一定期間でも構いません。ただし、フェアの行催事の日程の都合により、実施日の変更をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

(4) 実施場所

フェア会場となる、以下の6つの岐阜県営都市公園で実施していただけます。

ぎふワールド・ローズガーデン(可児市)、ぎふ清流里山公園(美濃加茂市)、
養老公園(養老町)、世界淡水魚園(各務原市)、
岐阜県百年公園(関市)、各務原公園(各務原市)

※複数会場での実施提案も可能です。

※通常の運営の妨げにならない範囲で実施いただきます。

(5) 企画の実施に係る支援

企画から実施までを通して、事務局が相談窓口となり支援します。具体的な支援の内容は次のようなものです。

<具体的な支援の例>

- ・ 企画実施の告知などの広報(情報発信)
- ・ 企画段階における助言(公園で実施可能な事項など)

- ・ 関係機関との協議にあたっての相談（書類作成の支援及び連絡調整など）

なお、これまでに県営都市公園の活用実績のない団体が行う企画、これまでに県営都市公園の活用実績のある団体が新たに行う企画又は既存の企画を拡大若しくは発展させて行う企画については、経費の一部を助成する予定です（詳細は、令和7年2月頃、採択された企画の応募者に連絡します。）。

(6) 応募資格

個人、団体、企業又は個人事業者など、どなたでも応募可能です。

ただし、以下の条件をすべて満たす者とします。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(7) 応募条件

ア 企画から当日の運営及び実施後の報告まで応募者ご自身で実施できるものとしてください。

イ 実施に当たっては、公園事務所との事前協議が必要となります。また、企画内容によっては都市公園法及び岐阜県都市公園条例に基づく土木事務所への行為許可、使用料免除及び占有許可等の申請が必要となります。企画の実施に当たり調整が必要な関係機関との事前協議及び必要な手続きは、応募者ご自身で行っていただきます。

ウ 実施に当たっては、都市公園法及び岐阜県都市公園条例その他の法令の規定を遵守するとともに、上記の関係機関との事前協議の中での指示等に従ってください。

エ 原則として、公園内への仮設物以外の施設の恒久的な設置、既存施設の撤去又は改修等を行うことはできません。企画を実施する上で、やむを得ず必要となる場合はご相談ください。また仮設物を設置した場合は原形復旧をお願いいたします。

オ 企画内容が次に該当する提案はできません。

- ・ 販売、営業又は宣伝など、営業行為であって営利を目的とする場合
※金銭を徴収する場合でも、実費相当額を超えるものでなければ可
- ・ 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合
- ・ 政治的及び宗教的な要素を含む場合
- ・ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなるおそれのある場合
- ・ 公園の施設を損傷する可能性がある場合

- ・ 他の公園利用者の安全性を確保できない場合
- ・ その他公園の管理運営上支障となる場合

カ 岐阜県都市公園条例第3条に基づき、以下の行為は禁止します。

- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- ・ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- ・ たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- ・ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ・ 指定された場所以外での場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- ・ 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 応募方法

別添「企画書」にご記入の上、「3 応募先・お問合せ先」までメール又は郵送でご応募ください。

(9) 募集期間

令和6年7月29日（月）～令和6年12月27日（金）（必着）

※ 応募多数の場合は、期限前に募集を締め切ることがあります。

(10) 結果発表

事務局において、原則、受付順に審査及び採択を行い、順次、応募者に結果をお知らせします。

(11) 応募書類の取扱い

ア 応募書類は、返却しません。

イ 応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。本件応募において採択された企画の内容は公表します。公表の際に、事務局は提出書類の一部を無償で使用させていただくことがあります。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。

エ 応募書類に記載いただく個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき適切に管理し、他の目的に使用いたしません。

2 その他

企画から実施までを通して、フェアの広報活動等に使用する写真及び資料の提供等にご協力ください。実施時の様子をフェアのホームページ等に掲載しますので、ご了承ください。

《第42回全国都市緑化ぎふフェア ホームページ》

<https://gifu-green-life-fes.pref.gifu.lg.jp/>



3 応募先・お問合せ先

第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 県庁 11階 都市公園課内

電話：058-272-8658（平日 9:00～17:00）

E-mail：c11669@pref.gifu.lg.jp

附則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。